

2019新春のつどい 新宮・東牟婁地区協

1月11日(金)午後6時より、ホテルニューパレスにおいて「2019新春のつどい」を開催しました。組合員44人、来賓6人の出席がありました。

廣末議長の新年の挨拶では、「本年は御世代わりの年、連合和歌山結成30周年の年、そして、統一地方選挙や参議院議員選挙において、連合推薦候補者をそれぞれの議会に送り出す一年であります。そのためにも、先ずは足元である新宮・東牟婁地域で働く人たちが安心して働き続けられ、家族の皆さんが安心して暮らせることが出来る社会の実現に向け、春季生活闘争・メーデー・学習会・交流会・街頭行動等を実施するので、引き続きご支援・ご協力をお願いしたい」と述べました。来賓には、連合和歌山小山副事務局長、三重県議会藤根議員、新宮市議会松本議員、新宮東牟婁労協副会長、近畿労働金庫新宮支店川口店長、全労済紀南支所矢田支店長にご臨席頂き、代表の方々よりご祝辞を頂きました。その後、廣末議長の乾杯で懇親会に移り、福引抽選も行われ、最後は大鍋副議長の挨拶で閉会しました。



連合和歌山小山副事務局長



廣末議長



2019年新春の集い 田辺・西牟婁地区協

1月16日(水)午後6時より、紀伊田辺シティプラザホテルにおいて「2019年新春の集い」を開催しました。組合員45人、来賓7人の出席がありました。

湯場議長の開会挨拶では、昨年の地区協の様々な活動や取り組みに対するお礼と、「本年は連合和歌山が結成され30周年という節目の年で、さらなる飛躍に向け新しい一歩を踏み出す一年として、先ず春季生活闘争ではすべての労働者の処遇改善と働き方改革、4月の統一地方選挙と7月の参議院議員選挙では連合推薦候補者全員の当選に向けた取り組み、それ以外にもメーデー・学習会・交流会・街頭行動・政策制度要求等、働く事を軸とする安心社会の実現を目指し地域に顔の見える運動を展開して参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願いいたします」と述べました。来賓では、連合和歌山濱地事務局長、西牟婁振興局鈴木局長、田辺市林副市長、和歌山県議会谷口議員、近畿労働金庫田辺支店日向店長、全労済和歌山矢田事業推進部長、部落解放同盟田辺支部大西支部長にご臨席頂き、代表の方々よりご祝辞を頂きました。その後、赤木副議長の乾杯で懇親会に移り、福引抽選会も行われ、中迫副議長の挨拶で閉会しました。



連合和歌山濱地事務局長



湯場議長



2019春季生活闘争学習会・決起集会

新宮・東牟婁地区協 2月19日
北越コーポレーション厚生会館
(42人参加)



田辺・西牟婁地区協 2月21日
田辺地域労働者福祉センター
(70人参加)

上記の日程において、「2019春季生活闘争の取り組み」と題し、連合和歌山2019春季生活闘争の取り組み方針の説明がありました。

基本的な考え方として、賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」を追求する闘争の強化

賃上げ要求については、社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の

「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点を踏まえ、

2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%にする。

また、2019年4月1日より順次施行される労働基準法改正(時間外労働の上限規制)年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務等の説明がありました。最後に、それぞれの会場において**ガンパロウ三唱!**で春季生活闘争の勝利を誓い合い、学習会・決起集会を閉会しました。



新宮会場



連合和歌山小山副事務局長



田辺会場



新宮会場の様子



大久保副議長



統一地方選挙！！



松本みつお議員
新宮市議会議員選挙
8期目の立候補を予定
4月14日告示・21日投開票



谷口かずき議員
和歌山県議会議員選挙（田辺市選挙区）
3期目の立候補を予定
3月29日告示・4月7日投開票



紀州熊野地域協議会では、

連合和歌山推薦議員の支持拡大に向けて後援会活動に取り組んでいますので、

組合員の皆さま及びご家族の皆さまのご支援の程よろしくお願い致します！



田辺・西牟婁地区協の活動

1月23日（水）午後6時より田辺市立西部センターにおいて、部落解放同盟田辺支部と連携し参加を呼び掛け「人権学習会」を開催しました。組合員他73人の参加がありました。



部落解放同盟県連合会池田副委員長



連合全国一斉集中労働相談ホットライン・街頭行動実施！

こんなこと、ありませんか？

- 毎日早朝から深夜まで働いて、休みもないんだよ...
- 1日6時間以上働いているのに休憩時間がないの...
- アルバイトだから有給休暇はないって上司に言われたんだ...
- 36協定って何？

労働時間・休日、休憩時間、有給休暇に関する労働基準法第32-35条、34条、39条、36条の解説。

2019年4月施行法改正で、

- 時間外労働の上限規制
- 労働時間の客観的な把握
- 年次有給休暇の取得促進
- 中小企業への割増賃金の増額措置
- 勤務時間インターバル制度の導入

が導入されます！

- 新宮・東牟婁地区協管内 2/4・22人参加
スーパーセンターオークワ南紀店前
- 田辺・西牟婁地区協管内 2/6・13人参加
オークワパビリオンシティ田辺店前

働き過ぎにレッドカード！！ 連合全国一斉集中労働相談ホットラインを、2月6日～2月8日の期間で開設しました。地方紙による広告掲載（紀伊民報・熊野新聞社・紀南新聞社）や街頭啓発行動・合わせて、街宣車による「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン第4弾！」の啓発も行いました。労働相談ホットライン開設3日間で寄せられた相談では、「年次有給休暇を請求しても雇用主から制度がないと言われ、どうしたらよいか？」他、7件の相談があり、担当者が対応しました。

Action! 36
3月6日は「36（サブロク）の日」
適切な36協定締結で、もっと働きやすく！
Action!36キャンペーン実施中

知っていますか？ 36協定！
～残業には、「36協定」が必須！～

法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて、または法定休日（1週間に1日または4週を通じて4日の休日）に、使用者が労働者を働かせることは、原則できないことになっています。

ただし、「時間外労働・休日労働に関する協定」が使用者が労働者の代表者と締結し、労働基準監督署長に届け出れば、その協定の範囲内でのみ、例外的に時間外労働・休日労働を認めています。（労働基準法第36条）

この「時間外労働・休日労働に関する協定」が、通称「36（サブロク）協定」です！
36協定を結んだからといって、「何時間でも、休日でも残業させてよい」というものではありません。時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものです。

「時間外労働そのものが例外なものだ」ということを、使用者はもちろん労働者も認識することが大切です。

3月6日は「36（サブロク）の日」
特設サイト
<http://action36.jp/>



「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」第4弾！



2019年4月1日から、働くことに関するルールを定めている法律、労働基準法の改正されるにあたり、連合では、Action!36の取り組みの周知を実施！「働き方改革」や「長時間労働の是正」を実現するためには、会社と働く人が、36協定を正しく理解することが大切です。Action!36の取り組みでは、従業員も経営者も36協定を正しく理解して協定を結ぶこと。そして36協定が結ばれている職場でも、内容が適切かどうかを点検することを訴えています。



第90回メーデー開催予告！！



格差をなくし、平和を守る！笑顔あふれる未来をつくろう すべての仲間の連帯で！

第90回メーデー田辺・西牟婁集会
2019年4月27日（土）
扇ヶ浜公園新カッパーク
11時～



第90回新宮東牟婁メーデー
2019年4月27日（土）
勝浦漁港 魚市場
10時～

